

## 令和3年度 建設工事に係る入札契約制度の改正について

### ◆社会保険等未加入対策について

建設工事において、公平で健全な競争環境を構築する観点から社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要です。

このことから、法令に違反して社会保険等に加入していない建設業者を公共工事の元請業者から排除するため、本市および本市上下水道局では平成28・29年度の建設工事の競争入札参加者資格申請より、社会保険等の加入を資格申請要件とし、未加入対策を講じてまいりました。

また、今回、一次下請業者についても社会保険等の加入を要件とするとともに、受注者に対し、法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めることで、社会保険等未加入対策の強化を図ります。

### ① 社会保険等未加入建設業者を一次下請負人とすることを禁止する

#### (1) 実施内容

社会保険等未加入建設業者を一次下請負人とすることを禁止する。

ただし、次の者は除外する。

- 1) 社会保険等の加入義務がない者
- 2) 許可を受けないで建設業を営むことができる者

#### (2) 対 象

本市上下水道局が発注する全ての建設工事

#### (3) 実施予定時期

令和3年4月1日以降に契約を締結する建設工事から適用

#### (4) 大分市建設工事請負契約約款を一部改正します

受注者が社会保険等未加入事業者と一次下請契約を締結することを禁止する条項を設けます。（約款第7条の2）

#### (5) 社会保険等の加入状況の確認方法

受注者から提出された、「施工体制台帳の《下請負人に関する事項》健康保険等の加入状況」欄等にて確認を行います。

#### (6) 一次下請業者が社会保険等未加入事業者の場合の措置

約款の規定に違反した場合は、指名停止及び工事成績評定の減点などの措置を取ります。

## ② 請負代金内訳書の提出について

法定福利費の適正な支払いを確保する観点から、社会保険等に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めます。

### (1) 実施内容

「法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書」の提出を求めます。

### (2) 対 象

契約書を作成する全ての建設工事

### (3) 実施予定時期

令和3年4月1日以降に契約を締結する建設工事から適用

### (4) 請負代金内訳書の提出方法等について

受注者は、契約締結後14日以内に工事担当課へ、請負代金内訳書及び工程表を提出しなければならない。

(※現行、契約締結後14日以内に工程表の提出を求めています。)

様式は、令和3年3月下旬ごろに大分市ホームページでお知らせいたします。

### (5) 大分市建設工事請負契約約款を一部改正します

請負代金内訳書及び工程表の提出について、建設工事請負契約約款（第3条）を一部改正します。

## 令和3年度 建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る

### 入札契約制度の改正について

建設業は、若年入職者の減少等による就業人口の減少や入札不調件数の増加から、将来的な担い手不足や入札不調による事業の円滑な実施への影響が危惧されています。

こうした状況の中で、就業人口減少の一因である建設業の労働環境の改善を図るとともに、入札不調を抑制するためにより多くの入札参加業者が参加できるよう、令和3年度につきましては以下のとおり制度の改正を行います。

#### 制度改正

1. 設計図書等の質疑に対する回答書を電子閲覧のみに変更します
2. 専任配置可能技術者に係る入札方法の見直しについて

令和3年4月14日

大分市上下水道局 上下水道部 総務課 契約監理室

## 1. 設計図書等の質疑に対する回答書を電子閲覧のみに変更します

本市上下水道局発注の要件設定型一般競争入札、指名競争入札において、設計図書等の質疑に対する回答書は電子入札システム上での電子閲覧及び上下水道局3階「閲覧場所」にて、紙閲覧していましたが、以下のとおり変更します。

### 【設計図書等の質疑に対する回答書の閲覧方法】

|                | 現行(令和2年度)                      | 改正後(令和3年度)             |
|----------------|--------------------------------|------------------------|
| 設計図書等の質疑に対する回答 | 電子入札システム上での電子閲覧<br>「閲覧場所」での紙閲覧 | 電子入札システム上での電子閲覧<br>※注1 |

※注1 入札参加者がパソコンの不具合等により電子閲覧できない場合は、契約監理室にて紙閲覧とします。

- ◆ 令和3年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知を行うものから適用します。

## 2. 専任配置可能技術者に係る入札方法の見直しについて

本市上下水道局では、建設工事の一般競争入札において予定価格(消費税及び地方消費税を含む。)が、建設業法で技術者の専任配置が求められる請負代金額以上であった場合に、専任配置可能技術者(※注1)の数を超えて入札に参加することはできないとする入札参加制限を行ってきました。

今後は、より多くの入札参加業者が参加できるよう当該制限を以下のとおり見直します。

|                    | 現行(令和2年度)   | 改正後(令和3年度)   |
|--------------------|---|--|
| 対象となる入札            | 要件設定型一般競争入札により発注する建設工事のうち、予定価格が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上のもの   | 現行どおり  |
| 入札参加制限             | 専任配置可能技術者数を超えて入札に参加できない   | <b>廃止</b><br>ただし、主任技術者又は監理技術者の配置については建設業法による   |
| 専任配置可能技術者の届出を定める基準 | 予定価格が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上  | 入札金額に100分の110を乗じて得た額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上 ※注2   |
| 専任配置可能技術者の届出方法     | 「配置予定技術者の資格・建設工事等経験」様式第4号(その1)を提出<br>入札金額に100分の110を乗じて得た額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満となる場合においても、専任配置可能技術者の届出が必要 | 「配置予定技術者の資格・建設工事等経験」様式第4号(その1)を提出<br><b>ただし、入札金額に100分の110を乗じて得た額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満となる場合においては専任配置可能技術者の届出は不要</b><br>※注2 |

※注1 発注工事の契約書類提出日(落札決定通知日から7日以内)において、確実に専任配置が可能な主任技術者又は監理技術者をいいます。

※注2 競争入札参加資格申請時に専任配置可能技術者を届け出していたが、入札金額に100分の110を乗じて得た額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満となる入札をした場合には、専任の配置を求めず、届け出していた技術者以外の技術者を配置することも可能です。

◆ 令和3年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

## 令和3年度 建設工事に係る入札契約制度の改正について

建設業は地域の基幹産業として、良質な社会基盤の整備を通じて市民の暮らしや経済を支えるだけでなく、その役割は、施設の長寿命化対策や地域の災害復旧などますます多様化しております。

このような中、上下水道局では、いわゆる「担い手三法」の目的や基本理念等に基づいて、将来にわたる担い手の確保や工事等の品質確保などの喫緊の課題に対応するため、具体的な制度改正を進めておりますが、令和3年度につきましても引き続きその趣旨を踏まえ、建設工事について、下記のとおり制度の改正を行います。

### 制度改正

#### 1. 低入札価格調査制度の導入

令和 3 年 7 月 16 日  
大分市上下水道局 総務課 契約監理室

## 1. 低入札価格調査制度の導入について

総合評価落札方式を適用する工事の入札については、国の通知に基づきダンピング受注の防止や適切な履行確保を図るため、最低制限価格制度の適用を廃止し、低入札価格調査制度を導入します。

### (1) 制度概要

低入札価格調査制度では、あらかじめ基準となる価格(調査基準価格)を定め、調査基準価格未満の価格を提示した者に対し、当該価格において適正な履行がなされるか否かを調査し、適正な履行がなされると認める場合には、落札者とする制度です。

### (2) 対 象

建設工事のうち、総合評価落札方式による入札を行うもの

### (3) 調査基準価格

低入札価格調査を行う基準として設定する価格のことです。

設計額をもとに①、②により割合を算定後、③により調査基準価格を算定します。

#### ①割合の算定式について

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\%) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

※共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

#### ②割合の適用範囲について

$$7.5/10 \leq \text{割合} \leq 9.2/10$$

※割合の計算結果が、適用範囲の下限值(7.5/10)を下回る場合は7.5/10とし、上限値(9.2/10)を上回る場合は9.2/10とする。

#### ③調査基準価格の算定式について

$$\text{調査基準価格} = \text{予定価格} \times \text{割合}$$

### (4) 失格基準価格

調査基準価格を下回った場合に、低入札価格調査を行わず、失格とする基準として設定する価格のことです。

$$\text{失格基準価格} = (\text{直接工事費} \times 87\% + \text{その他経費} \times 70\%) \times 1.10$$

※共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

※その他経費 = 共通仮設費率計上分 + 現場管理費 + 一般管理費等

### (5) 調査対象者

総合評価落札方式による入札で、評価値の最も高い者が調査基準価格を下回った場合に、調査対象者となります。

(6) 調査の方法

開札の結果、評価値の最も高い者が調査基準価格を下回っていた場合は、次の事項について資料等の提出を求め、施工体制等を確認し、低価格においても適正な履行がなされるか否かについて、大分市上下水道局低入札価格判定委員会にて審査を行います。

- ①入札価格積算の根拠に関する事項
- ②施工体制及び労務、資材等の調達等に関する事項
- ③施工実績等に関する事項
- ④経営状態
- ⑤その他

(7) その他

低入札価格調査の対象となった者との契約については、次の事項を実施します。

- ①施工に当たっては、監督、検査業務を強化する。
- ②工事目的物引渡後1年を経過するまでの間、必要に応じて施工内容の確認を行う。
- ③必要な条件を満たした場合、専任の技術者を1名追加配置しているか確認を行う。
- ④契約保証金の引き上げを行う。

◆ 令和3年8月1日以降に入札公告を行うものから適用します。